

三菱原子燃料株式会社とMHI原子燃料株式会社との

吸収分割の認可申請

注記：

本資料中 部は商業機密に係る情報に該当するため、
一部又は全部を公開不可と致します。

三菱原子燃料株式会社

MHI原子燃料株式会社

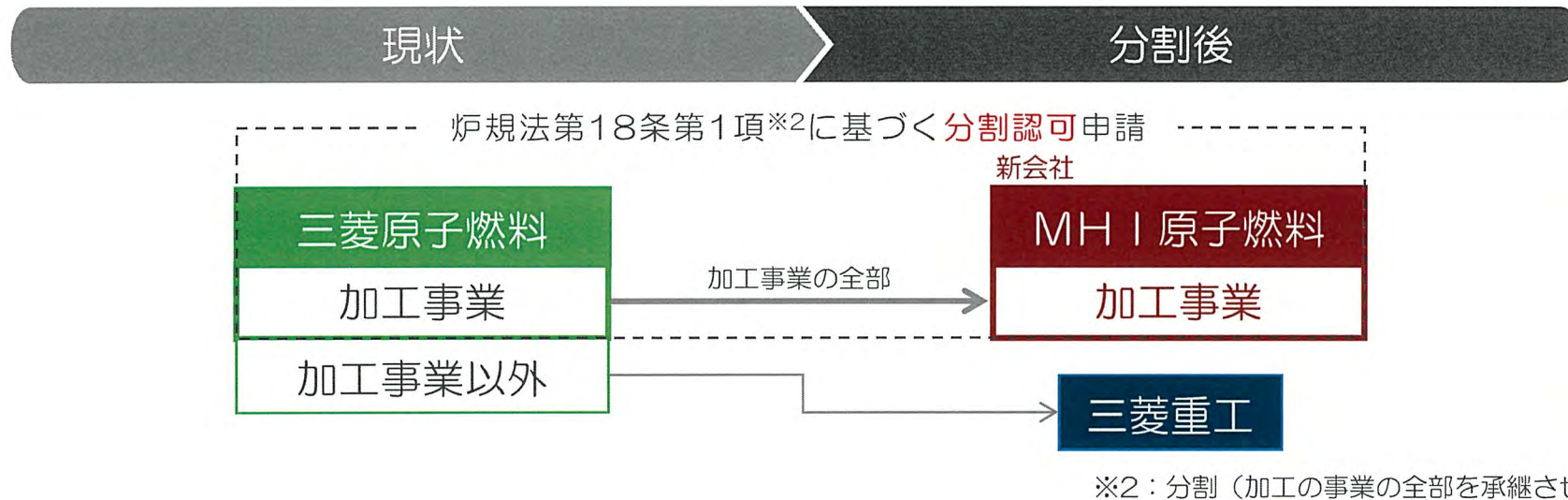
CONTENTS

目次

- 01 加工事業の承継計画と
炉規法に対する適合性
- 02 炉規法に対する個別毎の適合性

計画 三菱原子燃料株式会社を分割し、MH I 原子燃料株式会社^{※1}が加工の事業の全部を承継

※1：2022年11月21日に設立



影響 本申請により加工の事業の全部を承継するものであり、加工施設の位置、構造及び設備に変更のないことから、炉規法第14条に対する適合性に変更は生じない

- 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の加工の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること（→技術的能力を全部承継する）
- 加工の事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること（→三菱重工を株主とする経理的基盤に変更はない）
- 加工施設の位置、構造及び設備が核燃料物質による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること（→位置、構造及び設備を全部承継する）
- 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること（→保安に係る体制を全部承継する）

》 今回の分割は現行の事業許可認可内容に変更を生じさせるものではない

02 炉規法に対する個別毎の適合性（その1）

加工規則 第4条	適合性説明		
第1号	名称	承継前： 三菱原子燃料株式会社	承継後： MH I 原子燃料株式会社
)	代表者の氏名	大和矢 秀成	←
第3号	住所	茨城県那珂郡 東海村大字舟石川622番地1	←
第4号	分割の方法及び条件 ●分割の方法： <ul style="list-style-type: none"> ・ 吸収分割 ・ 加工の事業に係る全部をMH I 原子燃料株式会社が承継 ●分割の条件： <p>MH I 原子燃料株式会社は、炉規法14条に係る以下①～③を確保する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他加工の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること ② 加工の事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること ③ 加工施設の保安のための業務に係る品質管理の体制の整備が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること 		

加工規則 第4条	適合性説明
第4号	<p>① 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力があること</p> <p>▶ MHI 原子燃料株式会社は、三菱原子燃料株式会社の重大事故等対策における手順書、体制等の整備の全部を承継</p> <p>MHI 原子燃料株式会社の技術的能力</p> <ul style="list-style-type: none">● 保安体制／組織は三菱原子燃料株式会社から変更なし。● 三菱原子燃料株式会社が重大事故等の発生を防止するために整備した手順書の全部を承継する。● 重大事故等に対して、的確かつ柔軟に対処できるように、<ul style="list-style-type: none">・ 人員を確保し、維持する。・ 重大事故等を想定した訓練を定期的に実施する。

加工規則 第4条	適合性説明
-------------	-------

第4号

② 加工の事業を適確に遂行するに足りる**経理的基礎**があること

MHI 原子燃料株式会社は、

- ▶ 加工事業会社としての財務基盤を健全化すると共に、加工事業に特化したスリムな体制を構築し、**安定的な収益（＝経理的基礎）**を確保する。
- ▶ 承継後の加工の事業の資金計画及び事業の収支見積りを以下に示す。

資金計画

（単位：億円）

年度 項目	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
繰越金	[Redacted]				
収 営業収支					
投資収支					
支 財務収支※					
収支計					
次年へ繰越					

収支見積り

（単位：億円）

年度 項目	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
売上高	[Redacted]				
総原価					
純利益					

(注) 令和4年度は吸収分割会社である三菱原子燃料株式会社の計画
令和5年度以降は吸収分割承継会社であるMHI原子燃料株式会社の計画

※：令和4年度の財務収支には [Redacted] を含む。
令和5年度以降の財務収支には三菱重工グループ内の資金融通は含まない
(注) 令和4年度は吸収分割会社である三菱原子燃料株式会社の計画
令和5年度以降は吸収分割承継会社であるMHI原子燃料株式会社の計画

加工規則 第4条	適合性説明
第4号	<p>③ 加工施設の保安のための業務に係る品質管理の体制の整備が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること</p> <p>MHI 原子燃料株式会社は、</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 加工の事業に係る組織、人員、工場及び設備一式の全部を承継▶ 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を確保・維持する。

加工規則 第4条	適合性説明
第5号	<p>分割の理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 加工事業会社に係る財務基盤を健全化し、三菱原子燃料株式会社の加工事業以外を三菱重工業株式会社に移管し、加工事業に特化したスリムな体制をMHI原子燃料株式会社にて構築することで、加工事業会社として安定的な収益を確保し、継続的な安全対策への取組みを強化するため。
第6号	<p>分割の時期：令和5年3月15日</p>
第7号	<p>加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ MHI原子燃料株式会社は、核燃料物質の加工事業の許可、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」の要求事項を踏まえ、三菱原子燃料株式会社が定める保安活動に対する保安品質保証計画の全部を承継し、維持する。

MOVE THE WORLD FORWARD

**MITSUBISHI
HEAVY
INDUSTRIES
GROUP**